

おおいたオーガニック・サポーター設置要綱

(目的)

第1条 大分県の有機農業を応援する者をおおいたオーガニック・サポーター（以下「オーガニック・サポーター」という。）として委嘱し、有機農業にて生産される農産物等がもつ価値や魅力を広く県内外に発信することで、「おおいたの有機」の認知度の向上及び消費拡大に繋げることを目的とする。

(活動)

第2条 オーガニック・サポーターは、それぞれの居住地または職域等において、大分県の有機農業にて生産される農産物、有機農業者の思いや栽培のこだわり等をSNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等）等を活用して情報発信を行う。また大分県が行う事業に協力する。

(委嘱)

第3条 オーガニック・サポーターは、次の各号を全て満たす者のうちから、本人の同意を得て知事が委嘱する。

- (1) 大分県の有機農業を積極的に応援すること。
- (2) 自身のSNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等）を使って情報発信が可能なこと。
- (3) シェフ、料理研究家、野菜ソムリエなど食の素材に精通する者又はオーガニックへの関心が高い消費者で、有機農業にて生産される農産物等を使った料理等の情報発信が可能なこと。

(任期)

第4条 オーガニック・サポーターの任期は設けない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) オーガニック・サポーターから辞任の申出があったとき。
- (2) オーガニック・サポーターとして、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) 活動を遂行することが困難であると認められるとき。

(費用等)

第5条 オーガニック・サポーターの活動に対する費用等は、県の予算の範囲内で支払うものとする。

(守秘義務)

第6条 オーガニック・サポーターは、活動で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 オーガニック・サポーターの庶務は、大分県農林水産部地域農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、オーガニック・サポーターに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。